

「福島市飯坂温泉観光会館、福島市飯坂地区温泉施設、福島市旧堀切邸」

指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月21日	現場説明会	1 団体参加 ・ 時間：午後1時30分～ ・ 内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月22日～25日		質問件数：0件
3	8月2日	質問への回答	「福島市飯坂温泉観光会館、福島市飯坂地区温泉施設、福島市旧堀切邸」分は該当なし
4	8月3日～10日	指定申請書受付 (観光交流推進室)	1 団体申請 ・ 申請書類の内容等点検、受付
5	8月28日	面接審査 (市民会館5階 501)	1 団体面接 ・ 時間：午後1時55分～ ・ 内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月29日	第1次審査 (商工観光部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・ 各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・ 委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・ 商工観光部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・ 指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者

・「福島市観光開発株式会社」／最終合計点：62.41点（交渉順位第1位）

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	3.70点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	10.50点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	2.25点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	3.30点
⑤ 関係法令等の遵守体制	10%	3.30点
⑥ 社会的価値の実現	10%	3.40点
⑦ 安定した施設運営	15%	4.65点
合計	100%	31.10点
※管理運営委員会委員が5名につき1項目50点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		62.20点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0.21点を加点）した最終合計点		62.41点
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的は、理解している。 ・新型コロナが5類へ移行した後の状況などを加味すれば、もっと積極的な目標値設定が可能ではないか。 ・施設間の連携した取り組みや自主事業によるサービス向上は期待できる。 ・安定した施設運営に関して、職員計画は特に問題ないと思われ、施設管理は十分な実績を有していると評価できる。 ・各施設の現状や特性を十分把握したうえで、様々な取り組みを行っている。 ・目標値に関して、温泉施設の利用者高齢化のため-2%を見込んでいるが、集客に向けての新たな考え方が必要。 ・利用促進に関して、SNSの活用も含め色々工夫されており良好と判断した。 		

4 参考

■提案内容の評価の視点

- ① 施設の設置目的の理解
 - ア 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
 - イ 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか

- ② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進
 - ア 上記ア、イを踏まえ、施設の設置目的の具現化に資する主催事業の企画運営を行うなど、利用者に対するサービス向上が見込まれる提案となっているか

- ③ 指定管理料（費用）の設定
 - ア 標準的経費により採点
 - イ 必要な費目の設定は妥当か

- ④ 効率的な施設の維持管理
 - ア 保守管理点検等の施設管理計画が妥当か

- ⑤ 関係法令等の遵守体制
 - ア 個人情報保護及び秘密漏洩防止並びに関係法令について理解され、組織として適正な対策が講じられているか

- ⑥ 社会的価値の実現
 - ア 雇用や労働条件等に配慮した取り組みを行っているか
 - イ SDGsの実現に向けてどのように取り組むか

- ⑦ 安定した施設運営
 - ア 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画及び人員体制となっているか
 - イ 類似施設の施設管理の実績があり、十分なものか
 - ウ 団体の組織体制及び経営状況は良好か

■指定管理者採点におけるインセンティブの付与について

1 趣 旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、良好な業務評価の指定管理者については、インセンティブを付与する。

2 インセンティブ方法（令和2年度は総合評価を算出しないため、対象外）

① これまでの指定管理者については、平成30年度～令和4年度の4か年の指定期間の評価結果を基に下記の通り積算し、その平均点を加点する。

② 加点数算出方法

- ・総合評価が「S（非常に良い）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「A（良い）」⇒1年あたり：+0.5点
- ・総合評価が「B（標準である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「C（努力が必要である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「D（改善が必要である）」⇒1年あたり：加点なし

③ 上記①により算出された点数を採点によって出た点数（各部指定管理者管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算する）に加点することとする。